

介護職員等による喀痰吸引等
(たんの吸引等)

認定特定行為業務 従事者認定証 交付申請の手引き

令和8年4月 広島県介護政策課

提出先・お問い合わせ先

広島県介護政策課 介護人材グループ 電話 082-513-3142

HP:  [キーワードを入れてクリック!](#)

*事前に県のHPをご確認ください。様式等がダウンロードできます。

目次

1	認定特定行為業務従事者の認定について	1
2	研修課程について	1
	2.1 研修課程	
	2.2 研修内容	
3	経過措置について	2
4	申請等の手続	3
	4.1 申請の流れ・窓口・手数料	
	4.2 申請書類	
5	その他	5
	5.1 認定証の返納・業務停止	

1 認定特定行為業務従事者の認定について

介護職員等がたんの吸引及び経管栄養（以下、「たんの吸引等」という。）を実施するには、「登録研修機関」が行う研修（喀痰吸引等研修）を受け、その修了証を県に提出し、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受ける必要があります。（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第5条）

また、その職員が所属する施設や事業所などが「登録特定行為事業者」として県に登録されており、その職員が従事者名簿に登録されている必要があります。（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条）

★登録研修機関一覧、研修実施予定及び登録事業者一覧を県HPに掲載しています。

2 研修課程について

2.1 研修課程

研修課程は、対象者や修得する医療的ケアの種類に応じて第1～3号に類型化されています。

研修区分	対象者	認定する特定行為(実施できる行為)				
		喀痰吸引			経管栄養	
		① 口腔内	② 鼻腔内	③ 気管科カニューレ 内部	④ 胃ろう又は腸ろう(滴下) 胃ろう又は腸ろう(半固形)	⑤ 経鼻
第1号	不特定多数	①～⑤すべての行為				
第2号		①～⑤のうち実地研修を修了した行為(1以上4以下)				
第3号	特定者	①～⑤のうち特定の者に対して実地研修を修了した行為				

※第3号研修は、重度障害児・者や訪問サービス利用者など特定の利用者への実施を前提としたもの

2.2 研修内容

研修内容は**基本研修（講義＋演習）**と**実地研修**で構成されています。

第1号～3号研修の必要な時間数や回数は次のとおりです。

行為の種類	不特定多数の者		特定の者	
	1号	2号	3号	
基本研修				
講義	● 50時間	● 50時間	● 8時間	
演習(シュミレータ研修)	● 各行為5回以上 救急蘇生法 1回以上	● 各行為5回以上 救急蘇生法 1回以上	● 1時間(回数の定めなし)	
実地研修	①口腔内	● 10回以上	◎ 10回以上	◎ 特定の対象者が必要な行為 について、知識・技術を取得 したと認められるまで
	②鼻腔内	● 20回以上	◎ 20回以上	
	③気管カニューレ内部	● 20回以上	◎ 20回以上	
	④胃ろう又は腸ろう(滴下)	● 20回以上	◎ 20回以上	
	④胃ろう又は腸ろう(半固形)	● 滴下修了に加え 5回以上	◎ 滴下修了に加え 5回以上	
⑤経鼻	● 20回以上	◎ 20回以上	◎	

凡例：●必須 ◎選択可能

認定する特定行為⇒

①～⑤全て

実地研修で修了した行為のみ認定

- 第2号研修の修了者が、新たに実施可能な行為を追加したい場合は、追加したい行為の実地研修を受講する必要があります。
- 第3号研修の修了者が、新たな対象者に行為を行う場合基本研修は免除となりますが、新たな対象

者に対する実地研修の受講が必要です。

【基本研修カリキュラム】

研修類型	科目	実務科目	時間数
第1号 第2号	人間と社会		1.5
	保健医療制度とチーム医療		2.0
	安全な療養生活	○	4.0
	清潔保持と感染予防	○	2.5
	健康状態の把握	○	3.0
	高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	○	11.0
	高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	○	8.0
	高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	○	10.0
	高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	○	8.0
	合計		
第3号	重度障害児・者等の地域生活等に関する講義		2.0
	喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者の障害及び支援に関する講義	○	6.0
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義		
	喀痰吸引等に関する演習	○	1.0
	合計		

3 経過措置について

下記に該当する介護職員は、経過措置として「認定特定行為業務従事者（経過措置）」の認定を受け、喀痰吸引等行為を行うことが可能です。（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第14条第1項の特定行為を適切に行うために必要な知識及び技能の修得を終えている者）※経過措置対象者に係る新規交付申請の受付は、令和元年12月27日をもって終了いたしました。

- 1 平成24年4月の施行の際に、次の通知により必要な知識技能の習得を終えている者
 - ALS患者の在宅療養の支援について（H15.7.17 医政発第0717001号）
 - 盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱について（H16.10.20 医政発第1020008号）
 - 在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱について（H17.3.24 医政発第0324006号）
 - 特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱について（H22.4.1 医政発第0401第17号）
- 2 平成23年度介護職員等によるたんの吸引の実施のための研修事業修了者
 - 不特定多数の者対象の研修修了者（介護保険事業費補助金による国庫補助事業）
研修実施主体：社会福祉法人 松風会、広島県老人保健施設協議会
 - 特定の者対象の研修修了者（障害程度区分認定等事業費補助金による国庫補助事業）
研修実施主体：広島県訪問看護ステーション協議会
- 3 平成22年度介護職員等によるたんの吸引等の施行事業（平成22年度老人保健健康増進等事業）における研修修了者
 - 不特定多数の者対象施行事業の研修修了者
 - 特定の者対象施行事業の研修修了者

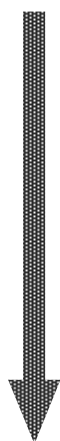
4 申請等の手続

4.1 申請の流れ・窓口・手数料

【必要な手続】

手 続		手数料
認 定	喀痰吸引等研修の修了後、県の認定を受ける必要があります 申請に先立って、必要となる手数料の納付書を交付しますので、「送付依頼書」をメールで提出してください (メールアドレスは、kaigojinzai@pref.hiroshima.jp)	700円
変 更	次の場合、変更届の提出が必要です ・改姓又は追加で喀痰吸引等研修を修了したとき ・住所変更(上記手続をされる時) ・県外へ転居されたとき	
再交付	汚損・紛失等により認定証の再交付が必要な場合、再交付申請書を提出してください	
辞 退	次の場合、認定証の返納及び辞退届の提出が必要です ・転職や退職(事業所閉鎖を含む)等により、認定を受けた業務を行わなくなったとき ・認定を受けた特定の対象者が死亡等により不在になったとき ・経過措置者が新たに第1号・2号又は3号で認定を受けたとき	
届 出	次の場合、届出が必要です ・欠格事由(様式2)に該当するに至ったとき ・死亡したとき、または失踪の宣告を受けたとき	

【申請の流れ】 ※認定申請の場合(変更等の場合は随時、書類を提出してください)



□納付書送付依頼書の提出

⇒依頼内容に基づき、必要な手数料の納付書をお送りします

□手数料の納付

□申請書の提出

⇒内部決裁後、申請者の住民票に記載されている住所へ認定証をお送りします

※事業所等での受け取りを希望される場合は、申請書とあわせて、認定証の受領についての委任状(参考様式)を提出してください

□事業者による変更届(従事者名簿の変更)の提出

⇒県での書類受理をもって、事業者の従事者名簿に登録されたこととなり、認定を受けた特定行為の実施が可能となります

【書類提出窓口】

〒730-8511 広島市中区基町10-52

広島県健康福祉局 介護政策課 介護人材グループ 喀痰吸引等従事者認定事務担当
電話 082-513-3142 (ダイヤルイン)

E-mail kaigojinzai@pref.hiroshima.jp

【手数料】 次の手数料を「納付書」によって納めてください。

納付書は「送付依頼書」に基づき県が交付します。

認定特定行為業務従事者の認定	700円
----------------	------

4.2 申請書類

【認定申請】

	書類名	様式番号	備考
	<input type="checkbox"/> とりまとめ票		事業所ごとに提出してください
1	<input type="checkbox"/> 第1号又は第2号研修修了者対象の申請書	様式1-1	
	<input type="checkbox"/> 第3号研修の修了者対象の申請書	様式1-2	
	<input type="checkbox"/> 住民票（コピー不可）		マイナンバーが記載されていないもの
	<input type="checkbox"/> 喀痰吸引等研修修了証（コピー）		
	<input type="checkbox"/> 手数料納付書の振込証明書		
2	<input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書	様式2	

- 1 認定証は、住民票に記載の住所へ送付します。事業所等での受け取りを希望される場合は、上記の書類に加えて、「認定証の受領についての委任状（参考様式）」を提出してください。
- 2 住民票は、市区町発行の原本の提出を原則としますが、特定の者（第3号研修）に係る従事者認定証交付申請については、利用者ごとに登録が必要となり、また申請頻度が高いことから、初回申請時の住民票交付日から1年以内の申請であれば、その「住民票」のコピーでも可とします（本籍、同居人氏名が記載されていないもの）。
- 3 外国籍の方の氏名の表記については、公益財団法人社会福祉振興・試験センターの取扱いに準じて、住民票等に通称名の記載がある場合は、「氏名のみ」又は「氏名及び通称名の併記」のどちらかの表記とします（「通称名のみ」の記載はできません）。

【変更届】

書類名	様式番号	備考
<input type="checkbox"/> 変更届出書	様式3	
<input type="checkbox"/> 従事者認定証（原本）		※県へ返却となります
<input type="checkbox"/> 変更前後の内容がわかる書類（下記参照）		

変更事項	添付書類
氏名	・住民票（コピー不可）又は、 運転免許証の表と裏書（コピー）等公的書類
住所	
喀痰吸引等研修を修了した特定行為	・喀痰吸引等研修修了証（白黒コピー）

※経過措置対象者が喀痰吸引等研修を修了して行為を追加する場合は、変更届ではなく、新規の認定申請を行なってください。

【再交付】

書類名	様式番号	備考
<input type="checkbox"/> 再交付申請書	様式4	
<input type="checkbox"/> 従事者認定証（原本）		汚損の場合

【辞退】

書類名	様式番号	備考
<input type="checkbox"/> 認定辞退届出書	様式5	
<input type="checkbox"/> 従事者認定証（原本）		紛失した場合は、その旨を届出書に記載してください

※ 「再交付」を受けた後又は「認定証原本なしで」辞退手続後、認定証原本が見つかった場合は、広島県へ返却してください。

【心身の故障等に係る届出】

内 容	届出義務者	提出書類
欠格事由（様式 2 第 1 号※）に該当するに至った場合 （※心身の故障により特定行為の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）	当該認定特定行為業務従事者、同居の親族若しくは法定代理人	<input type="checkbox"/> 心身の故障に係る届出書（様式 10） <input type="checkbox"/> 医師の診断書等
欠格事由（様式 2 第 2 号から第 4 号のいずれか）に該当するに至った場合	当該認定特定行為業務従事者、同居の親族若しくは法定代理人	<input type="checkbox"/> 死亡等届出書（参考様式）
死亡又は失踪の宣告を受けた場合	戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）に規定する届出義務者	<input type="checkbox"/> 死亡等届出書（参考様式） <input type="checkbox"/> 従事者認定証（原本） ※紛失した場合は、その旨を届出書に記載してください

5 その他

5.1 認定証の返納・業務停止

次のいずれかに該当する場合は、認定証の返納、または業務停止を命じることがあります

- 欠格事由（様式 2。第 5 号を除く）のいずれかに該当したとき
- 特定行為の業務に関し不正の行為があったとき
- 虚偽又は不正の事実に基づいて認定証の交付を受けたとき

【根拠規定】

・法附則第 11 条の 3 及び 4